



第40号 玉造町役場

昭和37年9月1日発行

おもな記事

県立工高建設計画	…	…	…	…	…	…
全国技術大会に参加して	…	…	…	…	…	…
直播栽培のできばえ	…	…	…	…	…	…
農作業、衣食住	…	…	…	…	…	…
子ども会の活動	…	…	…	…	…	…
福祉・年金	…	…	…	…	…	…
保健だより・青年	…	…	…	…	…	…
税	…	…	…	…	…	…
こえ、郷土史	…	…	…	…	…	…
商工会欄、文芸	…	…	…	…	…	…

## 県立工業高等学校の 建設設計画すすむ

県立工業高等学校が設置されること、本紙7月号でお知らせしましたが、8月4日県知事の専決で正式に決定されました。

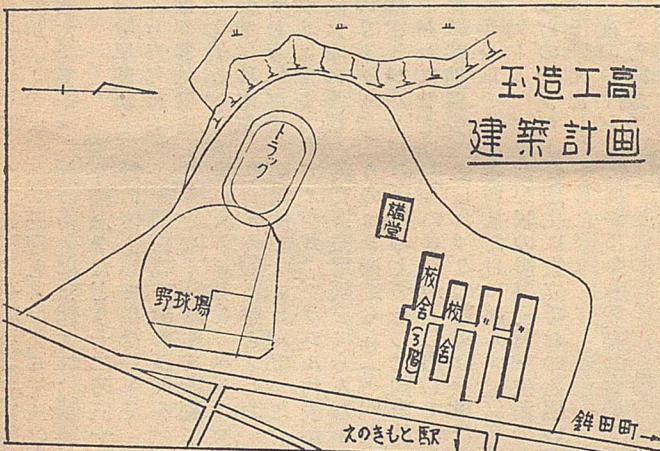
位置は、大字芹沢字一ノ沢1552番地（梗本駅西側）課程及び学科は、全日制、工業に関する学科（電気科機械科）で、来年4月1日開校となつております。

8月30日敷地の整備を始めましたが、建設設計画も次のとおりきました。

本年度は、普通教室・特別教室・管理室等1,833m<sup>2</sup>



(敷地の整備作業)



### 来年は選挙が多い

名簿への登録申請を忘れずに

来年は、町長、町議会議員、県知事、県議会議員選挙と身近な選挙の行なわれる年です。選挙のできる人は、選挙人名簿に正しく登録されることが必要です。

ところで、その名簿は、いつつくられるでしょうか。「基本選挙人名簿」といつて、この9月15日現在で全国一せいに町村の選挙管理委員会でつくります。近日中に、組合長さんを通じて、基本選挙人名簿登載申請書が配られますから、該当者は、定められた事項にしたがつて、正しく、もれなく申請してください。

該当者は、ことしの6月15日以前から引き続き玉造町に居住していて（3か月以上居住）、9月15日現在で年令20才以上の者となつております。選挙管理委員会では、皆さんの申請に基いて調査し正しい名簿をつくるわけです。そして、この名簿は11月5日から14日まで10日間皆さんに見ていただいて、12月20日に確定になります。確定されますと、今までの名簿は効力がなくなりますから、今までの名簿にのついたからと安心できません。

この名簿作成と同時に、漁業調整委員選挙人名簿の作成も行ないますが、これには、漁業組合長さんのご協力をお願いすることになつております。

（玉造町選挙管理委員会）

もれなく申請・明るい選挙

38年度は、普通教室・管理室等1,917m<sup>2</sup>

39年度は、特別教室・体育館等2,060m<sup>2</sup>

全体として、5,810m<sup>2</sup> の鉄筋コンクリート造り、および鉄骨造りの堂々たる校舎ができあがるわけです。なお、体育施設として、野球場・300mトラック・テニスコートなども設けられます。

29	27	23	18	16	14	8	8	7	6
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
立代議員総会	農政活動推進本部設立	例月出納検査	農業委員会総会	統計調査員会議	18	15	10	9	8
農業委員会総会	農政活動推進本部設立	こども会幹部講習会	農業委員会総会	統計調査員会議	18	15	10	9	8
農業委員会総会	農政活動推進本部設立	こども会幹部講習会	農業委員会総会	統計調査員会議	18	15	10	9	8

町政日誌

8月

ことしの稲穂も、ずつしりと重い。天候に恵まれ、病虫害もなく、台風の心配さえなければ、豊作型。

ただ、わせ種は、穂ばらみ期に冷害にあい意外の減収のようです。高須たんぼでは、8月中旬から稻刈りがはじまり、もう、全耕地の1割ぐらいが終っています。（高須堤で）









# 災害と税金

災害は、毎年忘れずにやつてきて大きな被害をもたらすが、今年も西日本で大きな災害をうけ、被災者の方々はその復旧に多忙の日をおくっています。まづ災害を受けた場合の税金の减免、猶予などの救済規定は大きく言つて、所得税法によるもの、灾害減免法によるもの、国税通則法によるもの三つがあります。以上その概要をお知らせします。

ところで、台風などで災害のあつた場合の税金対策のことを考えてみましょう。まづ災害を受けた場合の税金の减免、猶予などの救済規定は大きく言つて、

庄など生活に通常必要ない資産の別で方法が違います。△住宅や家財などの場合、その人の所得金額と被害の状況によつて「災害減免法」による减免か「難損控除」かのどちらか一方だけしか受けられない人と、どちらでも選べる人とがあります。どちらが有利かは一概にわかつて控除できます。損失額が

その年のだけで控除しきれないときは、「難損控除」が有利といえます。

△事業用資産の場合

商品や原材料、農作物、事業用固定資産等に被害を受けた場合には、その損失額は所得計算上必要経費として控除されます。損失額が

その年だけで控除しきれないときは、翌年以後三年間にわたつて控除できます。損失額が

准表によつて、各筆の状況に応じた決定がされるわけです。

ますと、各筆の「評点数」をつけることになります。

それは、標準地に対する「比

准表」によつて、各筆の状況に応じた決定がされるわけ

です。

ますと、各筆の「評点数」

をつけることになります。

それは、標準地に対する「比

准表」によつて、各筆の状況に応じた決定がされるわけ

です。

ますと、各筆の「評点数」

